

刑務所出所者に対する地域包摂への切り札
—対話の試みからみえること—

A Key to Community Inclusion for Ex-convicts:
the Findings from Dialogue Groups

深谷 裕、坂本 毅 啓

北九州市立大学 地域創生学群
『地域創生学研究』 第6号 2023年3月

刑務所出所者に対する地域包摂への切り札

—対話の試みからみえること—

A Key to Community Inclusion for Ex-convicts:
the Findings from Dialogue Groups

深谷 裕、坂本 毅啓

Hiroi FUKAYA, Takeharu SAKAMOTO

<要旨>

本研究の目的は、刑務所内での治療共同体の実践や受刑者の生き立ちに関する知識の修得、およびそれに続く複数の他者との対話が、一般市民にどのような気づきをもたらすのかを明らかにすることである。ドキュメンタリー映画視聴後、振り返りの会に参加した4グループ（計14名）の対話を分析した結果、「犯罪観や犯罪者観」「刑務所での処遇」「犯罪（再犯）予防」「地域社会のあり方」の4つのカテゴリーについて言及されていた。近年では、罪を犯した者を責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる、インクルーシブな社会環境の構築が目指されているが、多くの人々にとって矯正や更生保護を「我が事」として捉えることは容易ではない。しかし、対話の実践を通して、罪を犯した者の背景や処遇に内在する本質に目を向けることにより、自らの経験や馴染みのある現象との共通項を見出し、「我が事」として引きつけ考えることが可能になることが示唆された。

<キーワード>

刑務所出所者、対話、治療共同体、スティグマ、接触仮説

1. はじめに

本研究の目的は、刑務所内での治療共同体（TC）¹の実践や受刑者の生き立ちに関する知識の修得、およびそれに続く複数の他者との対話が、一般市民にどのような気づきをもたらすのかを明らかにすることである。

刑務所等の矯正施設を出所した者が、出所後すぐに地域社会の中で職を得て、その後も働き続けながら、再犯せずに暮らしていくことは容易ではない。2008年に厚生労働省がとりまとめた「これらかの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」では、刑務所出所者などの少数者への無理解の問題解決のためには、地域の意識が変わることが不可欠であるとしている（全国社会福祉協議会 2008）。また、平成24年の犯罪対策閣僚会議におい

て「再犯防止に向けた総合対策」が提出されたことは、出所者だけでなく地域社会もまた彼らを受け入れるための社会づくりに向けた努力をしなければならないことを示唆している。総合対策が規定する4つの重点施策のうちの一つは、「広く国民に理解され、支えられた社会復帰の実現」であり、国民が罪を犯した者を社会から排除し、孤立させるのではなく、責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会環境を構築することが不可欠²とする。

しかし、このような社会環境の構築を阻む大きな要因として、刑務所出所者に対する社会の偏見やスティグマが根強く存在している。そのため国内外においては、刑務所出所者に対する偏見除去やスティグマ軽減に向けて、多様な観点から知見が積み上げられてきた(c.f. Feingold 2021; 坂田ら 2021)。社会福祉における歴史的課題でもあるスティグマの軽減においては、従来から啓発と福祉教育を通しての正しい知識の提供が主たる方法として取り組まれており、昨今では双方向的な交流・接触を促す体験学習も積極的に採用されている。また偏見の低減については、Allport (1954) の接触仮説が知られている。ただしBrownら (1999) は、接触が功を奏するための条件として、社会的・制度的支持、十分な時間と回数、対等な地位、協同目標の設定等を挙げている。刑務所出所者に対する偏見やスティグマの解決策についても、これら以外の方策については管見の限り見当たらない(e.g. 上瀬 2019)。

しかし、福祉教育等による正しい知識の修得があっても、学習者が自分自身の偏見や人間観といった内面的文化を問うことがなければ、スティグマを担う者は「気の毒な人」として一般社会から疎外されることになるため、福祉教育自体が形骸化するという問題がある(岡村重夫 1976)。また、接触を通して元犯罪者に対するスティグマを払拭することについても、その必要性については首肯できるものの、上記Brownらによる諸条件も加味すると、限界があると言わざるを得ない。接触や交流も知識修得同様、それだけでは交流者の内面的文化が問われない行為であることに加え、そもそも出所者の多くは自らの過去を隠し、地域社会の中に溶け込んで生活しているため(高橋 2020)、一般市民がアクセスできるとは限らない。

何より、全国の複数地域において現在進行形で発生している薬物依存回復者の施設建設反対事例(深谷 2020)が、知識提供による正しい理解と接触だけではスティグマは軽減されないことの証左といえよう。たとえかつて罪を犯した者でも社会から排除することなく、「責任ある社会の一員として再び受け入れることが自然にできる社会環境」つまりインクルーシブな社会を構築するためには、従来の方法とは異なるアプローチが求められる。すなわち、住民一人ひとりが、自分たちが暮らす地域をどのような社会にしていきたいか、そのためには自分は何ができるかという、より大きな視点から考えていく必要があるのではないだろうか。

そこで本研究が注目したのは、対話の実践である。中根(2010)は、スティグマの克服と解消の方法として、コミュニティ・ワークの「対立・葛藤モデル」に基盤を置いた市民

による対話を提案している。また、民主的社会の構築に対話は不可欠とする河野（2019）は、対話を通じた社会的排除の問題解決を推奨している³。中根の提案する「対話」は、中島（1997）による定義に依拠している。それは、「真理を求めるといふ共通理解をもった個人と個人とが、対等の立場でただ「言葉」という武器だけを用いて、自分固有の実感・体験・信条・価値観に基づいて何ごとかを語ること」であり、「各個人が抱く意見の「小さな差異」を確認しながらゆっくりと忍耐強く進む」という特徴をもつ（中島 1997）。また河野（2022）は対話を「実利を超えて、真実や善悪、正不正に関わるテーマについて、相手と双方向的に議論すること」であり、「誰かの特定の利害よりも、真理の探究を重んじて、相互に自分の考えや物の見方をよりよいものに変えていく話し合い」と定義している。中島や河野の定義から、実利を超えた真理の探究と自己変容が、対話の成立に不可欠な要件であることがわかる。中根（2010）は対話を「「私」に内在する“他者と向き合う、あるいは向き合わない姿”を生活の中でどのように反省的にとらえ、批判することが可能なのかを問う実践」であり、対話を通して人々は偏見や差別、社会福祉の問題を自己の課題として省み、自分に引き寄せて考えることを可能にするとしている。

本研究では、このような対話もたらす可能性に光を当て、刑務所内での治療共同体の実践や受刑者の生い立ちに関する知識の修得、およびそれに続く複数の他者との対話が、一般市民にどのような気づきをもたらすかを明らかにする。換言すると、本研究は知識修得と対話による内面的文化への問いが、罪を犯した者に対するスティグマの軽減において相乗的効果をもたらすかを確認しようとするものである。

2. 研究方法

2.1 研究対象と介入方法

本研究における介入は、以下の①～④の手順で実施した。

- ① 介入研究の一環として2021年7月～12月にかけて無料映画上映会を3回実施することとし、学生を含む広く一般市民に参加を呼びかけた。上映したドキュメンタリー映画は、坂上香監督『プリズン・サークル』であり、島根あさひ社会復帰促進センター⁴で実施されているTCの様子を4名の受刑者にスポットを当てつつ映し出したものである。
- ② 上映会参加者は計207名であり、振り返りの会には36名（全9グループ）が参加した。今回の分析対象は、そのうちの14名（4グループ）であり、上映から1週間後に大学構内の小会議室で、グループごとに振り返りの会を実施した結果である。なお、配給会社による広報ではTCを「受刑者同士の対話をベースに犯罪の原因を探り、更生を促すプログラム」と説明しており⁵、参加者もそのような理解のもとで視聴していると想定される。したがって本研究は、他者による対話の様子を観察した上で、自ら対話を実践するという入れ子構造になっている。

- ③ 振り返りの会では、対話のルール⁶を示した上で、映画の感想、刑務所の目的と取り組み、出所後の地域生活などについて、参加者のみで自由に意見交換するよう依頼した（ただし参加者が大学生のみの1グループについては、調査者がファシリテーターとして参加した）。各グループの所要時間は60分程度（説明時間除く）であり、参加者の同意を得て録音した。
- ④ 終了後、振り返りの会の感想について各参加者に記入を求めた。

表1 カテゴリーと構成要素

| カテゴリー | 構成要素 |
|----------|---|
| 犯罪観や犯罪者観 | 犯罪要因の推測 受刑者への共感 受刑者観の不安定さ 性犯罪に対する拒絶感 犯罪者観に影響を与えるもの 受刑者についての知識獲得の壁 一般市民の受刑者観 |
| 刑務所での処遇 | TCに対する受け止め 刑務所の目的 刑務所の問題点 |
| 犯罪（再犯）予防 | 犯罪者の立ち直り 非行・犯罪予防 |
| 地域社会のあり方 | 触法者の立ち直りに焦点化 地域社会全般の問題 |

2.2 分析方法

振り返りの会での発言を、個人情報情報を削除した上で、意味を形成しているパラグラフで区切り、それぞれのパラグラフの内容を示すラベル名を付与した。その後、関連するラベル名を集め（構成要素）、さらに関連する構成要素をカテゴリーに分類した。なお、本研究は「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程にもとづく研究ガイドライン」を遵守して実施した。

3. 結果

振り返りの会への参加者14名の年齢は18歳～60代半ばまで幅広く、性別、職業も多様であった。本研究への参加者は皆当該ドキュメンタリー映画のテーマへの意識・関心が比較的高いという共通性を有していると推察され、一般市民ではあるが分析対象として偏りがあることは否めない。

振り返りの会では、大まかに「犯罪観や犯罪者観」「刑務所での処遇」「犯罪（再犯）予防」「地域社会のあり方」の4つのカテゴリーについて言及されていた（表1）。また、それぞれのカテゴリーには複数の構成要素が含まれている（図1）。以下では、各カテゴリーについて構成要素（山括弧〈〉で表示）に沿って対話で語られた内容を説明していく。

3.1 犯罪観や犯罪者観

参加者は、触法者の生育環境に焦点を当て、犯罪に至る心理的〈犯罪要因を推測〉していた。その際の自分との共通性の気づきや、動画により明らかになった外見上や立ち居振

刑務所出所者に対する地域包摂への切り札 —対話の試みからみえること—

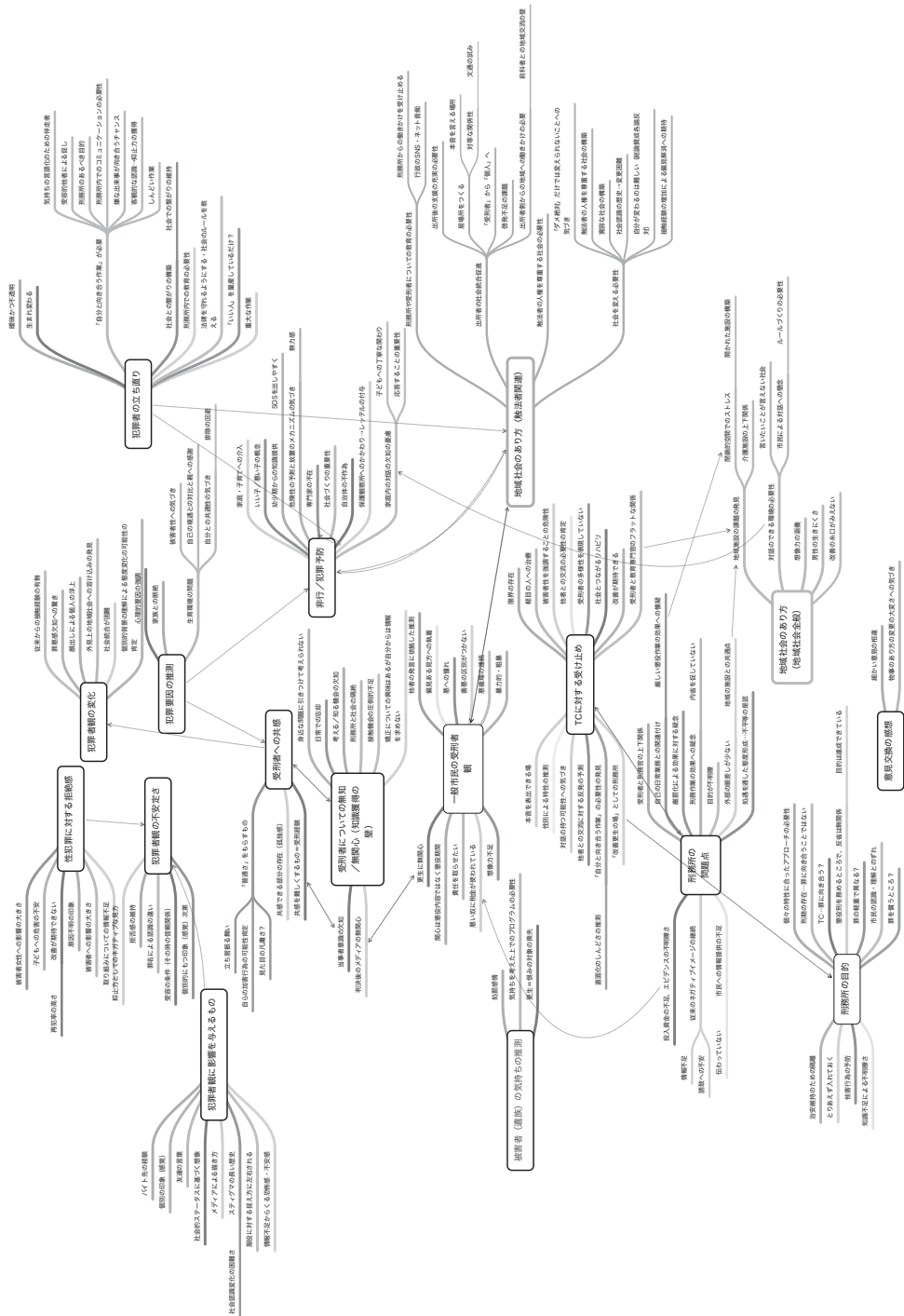


図1 対話で言及されたラベル一覧

る舞いの普通さが〈受刑者への共感〉をもたらしていた。それは、「犯罪者」ではなく人間として触法者をとらえることにつながると同時に、彼らの犯罪者観の肯定的な変化へとつながっていた。たとえば以下のようなやりとりが挙げられる。

A: 顔が映った瞬間、当たり前なんだけど“顔があるんだ”っていう。それが初めて個人が見えたみたいな感じがして、ちょっと不思議な感覚、うまく言えない感覚がしたのは面白かったなって思いました。

B: 確かに“え？顔が映ってる。え？いいの？”って私も思ったんです。

C: 思った。“あ、そうか。出所したからいいんだ”と思って。

D: なんかその、受刑に至るか至らないかっていうのは、閾値じゃないけど、ここを越えるか越えないかだけの違いで、私にもあるかなとか。わかんないんですよ。わかんないんだけど、だから映画見ても何か意外なほど普通の人だったなと思って。

E: それは思いました。

F: 打ち明けられない限りはわかんないと思ったんですよね（中略）思ったよりありふれてたなっていう。何かいかにもやーさんみたいなのがいなかったの。

しかし他方では、〈性犯罪者に対する拒絶感〉は根強く、罪名による違いや個別に持つ印象を強調した上での〈受刑者観の不安定さ〉や曖昧さとして立ち現れることになる。参加者は〈受刑者観の不安定さ〉をもたらす〈犯罪者観に影響を与えるもの〉として、周囲の人々の発言やメディアによる取り上げ方、服役に対する捉え方等を指摘している。これは、〈一般市民の受刑者観〉だけでなく、動画視聴前の自らの犯罪者観にも同様の要素が少なからず影響してきたことを自覚した上での指摘であろう。この〈犯罪者観に影響を与えるもの〉に容易に左右され、〈犯罪者観の不安定さ〉がもたらされる背景には、一般市民の前に立ちはだかる〈受刑者についての知識獲得の壁〉が少なからず影響している。それは具体的には触法者との接触機会の少なさ、刑務所と一般社会の断絶、メディアの判決確定後に対する無関心さなどの問題である。

〈受刑者についての知識獲得の壁〉による知識不足・情報不足の状態では、考える機会もなく、〈受刑者への共感〉を引き起こすような共通性を見出すこともないため、当事者意識の欠如に繋がってきたのではないかと参加者らは推測していた。

G: いつも日常生活送ってると、そういうことを、うん、もう、ニュース見てる時だけしか考えてなくて、（中略）なんか、遮断されてる、ん、日常とそういう場が遮断されてるなって。

H: 確かに。

I: 私も、犯罪を犯すとか、法に触れることをする人たちっていうのは、自分とはか

け離れたところにいるっていうか、現実味のない話として考えてたんですけど。あの映画を見て、自分が加害者側にまわってしまうことも、環境だったりそういうふうになってしまったら、法を犯す方の状況に入っていたのかもしれないと思いました。

3.2 刑務所での処遇

ほぼ全ての参加者にとって、刑務所内での受刑者の様子や処遇の状況には馴染みがなく、また TC の実際の様子を見るのも初めてであったことから、さまざまな受け止め方をしていた。受刑者の多様性が表現されていない点、被害者性を強調することの危険性、限界の存在、被害者（遺族）の気持ちなど、TC に対する手放しの賞賛には慎重であるべきという発言はあったものの、それらは少数であり、発言の多くは、刑務所内での他者との交流の必要性や、対話のもつ可能性への支持、本音を表出できる場の存在、自分と向き合う作業の重要性、受刑者と教育専門官とのフラットな関係性の肯定、受刑者改善への期待等、TC が重視している哲学や進め方を肯定的に受け止め、支持する発言であった。

TC に対する肯定的評価の反動として、懲役作業を中心に据えた刑務所の在り方に対する懐疑の念が強化されていた。前述の〈受刑者についての知識獲得の壁〉からもたらされる現行の行刑についての情報不足もまた、刑務所のあり方への問題視に貢献していた。具体的には、内省を促さない懲役作業の効果の程度や、外部の眼差しが少ないことへの懸念、厳罰化への疑念などに言及していた。

さらに、参加者らは TC と懲役作業中心の取り組みを比較することで、もともと曖昧にしか捉えられていなかった〈刑務所の目的〉への理解が、さらに曖昧なものとなっていた。具体的にはつぎのような対話があった。

A: 自分が犯した犯罪に向き合うきっかけを作る場所じゃないかなと、映画を見て思いました。それは目標なのかな、目的なのかなっていうのは考えどころだけど。

B: 基本的にそれは大事な目的であり機能だと私も思います。その場合に、刑期って向き合うかどうかで決まってるわけじゃなくて、むしろやった犯罪との対応関係なので、そうすると必然的に軽い罪であれば受刑期間1年とか、そうなるわけじゃないですか。そうすると1年の間に向き合えなかったら、単純に目標達成できなかったねっていう理解になるんですかね？

A: そうか、刑期は最初に決まるのか。

C: 刑務所の目的っていったら、刑を務めるところだから、だから懲役を務めればそれで目的完了だと私は思うんです。だから反省しようがしまいが関係ないんです。(中略)でも、このままでいいかどうかっていうのは、また別の話なんでしょうね。

D: 私はそもそも治安維持のために、とりあえず入れておく所としか考えてなかったです。

3.3 犯罪（再犯）予防

映像中の TC 参加受刑者らが比較的若く、みな幼少期から児童期にかけての虐待やいじめ等の被害体験を語っていたこともあり、参加者らの多くは犯罪と被害体験を関連付けた（〈犯罪要因の推測〉）上で、〈非行・犯罪予防〉の必要性について語っていた。具体的には、家庭や子育てへの適切な介入、幼少期からの知識提供、問題のある子どもに対応する専門家の増加など、いずれも主に子どもに対する関わり方の問題と対策案についてであった。また、家庭内の対話の促進の必要性についても言及されており、これは TC 内において見られたような、相手の話に耳を傾け応答するということが仮に受刑者の幼少期に可能であったならば、非行や犯罪を防げたのではないかという推定に基づくと考えられる。

TC での取り組みからの影響を受けつつ、参加者は〈犯罪者の立ち直り〉においては、自分と向き合う作業や、社会との繋がりを構築すること、教育などが特に重要ではないかと考えていた。さらにこれらを可能にするためには、受容的他者による促しや、伴走者的他者の存在が必要と考えていた。また、更生を強いることは結局は社会が考える「良い人」を量産しようとしているだけなのではないかという疑問や、自分と向き合う作業の精神的困難さを推察する次のようなやりとりもあった。

A: 犯罪をしたときに自分がどういう状況やったら、「あ、これはいけん」ちゅう思っ
とつてもやってしまう状況になるんだろうちゅうのが自分が把握できたら、そうい
う状況になったときに、「あ、自分そろそろやろうとするな」みたいな、その抑止
力だったり自分が手に入れられるから、そこが反省とか更生と、自分と向き合うこ
とと更生が、そこでつながるのかなと思ったりしました。

B: 自分と向き合う経験って、どんな経験なんですかね？

A: 向き合いたくない（笑）

C: 向き合いたくない（笑）（中略）私はいいことでは自分と向き合えないんで、嫌な
ことが起きたときに自分に向き合うと思いますし、実際そうだった気がします。

D: なんか、自分にとって悪いことの時しか向き合えないって、本当にそうだなと思っ
て。（自己の経験の語り）そういうときに、なんだろう、何喋っても受け入れてくれ
る人っていう存在が全然違うのかなっていうふうには思いました。

3.4 地域社会のあり方

振り返りの会では、地域社会側のあり方を問い直す対話が見られている。〈触法者の立ち直りに焦点化〉した地域社会のあり方では、対話を通して自らの刑務所や受刑者、刑事政策等についての知識不足に気づいたことから、社会の中でこれらに関する教育の機会を増やす必要性を感じとっていた。また、TC のような対等な関係性に基づく対話の取り組みは、出所後も地域で継続される必要があると認識されていた。ただ実際は近年特に出所者の社会統合の困難さを耳にすることも多く、その困難さに対する懸念が吐露されてい

た。参加者は、触法者の人権は十分に尊重されているとは言えず、出所者支援の充実や居場所確保の必要性について、振り返りの対話を通してあらためて実感していた。

また他方で、このような触法者の立ち直りをめぐり地域社会に求められる変化については、参加者の無力感も表現されている。要約すると、「しばしば言われるような禁止のスローガン“ダメ絶対”を声高に強調するだけでは犯罪のない社会に変えることはできないため、寛容な社会の構築が求められることは理解できた。しかし、社会全体で考えると触法者に対する否定的見方は従来からあり、非常に根強い。加えて、前科者との接触体験はまだまだ極めて少なく、よく知らないままであるため、地域社会の中の偏見を解消することは困難であろう」「地域社会は変わる必要があるとは理解しているが、自分自身は変われるかと問われると、難しいというのが正直なところ」というものである。

とはいえ、TCの取り組みや刑務所のあり方について対話を深める中で、〈地域社会全般〉の問題への気づきも得られていた。たとえば刑務所の閉鎖性は、地域にある施設や組織における閉鎖性と通じるものがあり、開放性や透明性を高くする重要性をあらためて実感していた。また、刑務官と受刑者との上下関係は、介護施設における支援者と利用者との関係性にもありがちな関係性であり、そのような関係性に端を発するストレスや虐待のリスクについても関連づけられていた。さらに以下のやりとりが示すように、地域の中での対話を増やす必要性への気づきもみられた。これは前節の犯罪（再犯）予防の項目で言及されていたことと重なることでもある。

A: 正直に言い合える場をあそこにつくってるっていうのは、すごい取り組み。

B: そうですね。

A: 民間が入ってるっていうのも。

B: そういう経験がなかったんでしょうね、多分。

D: いや、私たちだって言いたいことは言えないですよね。今まで生きてて、10のうち1、2言えてたらいいのなぐらいの場面にも出くわすじゃないですか。

E: そうですね。

D: ここ言わないほうがいいかなとか。言ったらこうなっちゃうっていうのがわかってるからとか。でもそれを、だから私たちにも必要ですよ。ああいうサークルは。

B: 対話、オープンにする対話っていうんですかね。そういう・・・

参加者らは、具体的な糸口が見えているわけではないものの、家庭の中だけでなく社会全体のなかで、フラットな関係性や対話のできる環境を増やしていく大切さを感じ取っていた。

4. 考察

昨今では、教育分野やまちづくり分野、ビジネス領域でも対話の重要性が認識されてお

り、変化する社会の中で異なる思想背景、異なる価値観をもつ多様な人々と協働していくための手法として取り入れられるようになった。とはいえ、既存の対話実践が中島や河野が定義するような対話として成立しているかは不明である。そもそも、中島（1997）の論考は日本社会における対話の必要性と同時に、成立の難しさをも指摘した内容となっている。本研究における対話も、相手との些細な“違い”を大切にし、それを“発展させる”あるいは擦り合わせるというよりもむしろ、些細な違いに気づきつつも、それはそれとして傍に置き、他者と共感できる別の話題を探索し合うことが多かった印象がある。このような点を考慮すると、当該実践がすべての参加者にとって自己変容をもたらす対話になっていたかどうかは定かではない。

しかし、参加者の多くは対話を通して、映画の視聴のみでは得られなかったであろう自分自身についての気づきを得ていた。実際、グループ実施後の振り返りシートには「自分のジェンダーバイアスに気づけた」「罪を犯した人への偏見がまだ自分の中で映画を観ただけでは拭いきれていないようにも思った」といった自分自身の内なる偏見への気づきを示唆する記述があった。また、前章で示したように異なる視点への気づきも得ていた。これらの点からは、本研究における対話が「私」に内在する“他者と向き合う、あるいは向き合わない姿”を生活の中でどのように反省的にとらえ、批判することが可能なかを問う実践」（中根 2010, p350）にはなっていたと解釈できる。

さらに、本研究結果の特筆すべき点は、参加者が映像に登場した受刑者の生活歴や、刑務所内での対話の試みや、教育専門官との関係性、刑務所内での処遇について、その本質を探究していたことである。この試みを通して一部の参加者は次第に「彼ら」の問題であったものを、「自分達の問題（我が事）」として捉えるように変化していた。これは受刑者との接触だけでは成し遂げられない問題意識の共有である。

多くの人々にとって矯正や更生保護は、子育てや介護といった身近な問題ではないため、「我が事」として捉えることは容易ではない。しかし、そこに内在する本質に目を向けることにより、自らの経験や馴染みのある現象との共通項を見出し、「我が事」として引きつけ考えることが可能になっていた。

「出所者支援」は、しばしば個々の出所者の地域社会への統合というマイクロレベルの議論に陥りがちであり、そのための仕組みを整える、社会資源を充実させる、アプローチを見直すといった課題共有（あるいはPDCAの議論）で完結しがちである。しかし、これらのマイクロレベルの議論は言うまでもなく重要ではあるものの、「出所者支援」において誰もが犯罪に手を染めなくても生きていける社会の構築を目指すのであれば、「出所者支援」の一環として、社会全体のあり方の問い直しというマクロレベルの議論をも射程に含む必要があるだろう。つまり、日常に跋扈する閉鎖性や不均衡なパワーバランスの改善、寛容な社会への道筋を考える必要性に気づくことにより、出所者だけでなく我々自身の社会環境もより良いものにしようとするということである。要するに、犯罪者の立ち直りの問題を「自分達の問題」として解釈し直し、引きつけて考えられるかが「広く国民に理解

され、支えられた社会復帰の実現」の鍵になるということである。

受刑経験者との接触による認識修正、そして受け入れ可能性の拡大と促進は不可欠である。しかしそれだけでなく、対話により我々が暮らす社会のあり方を問い続けることが求められているのである。

5. おわりに

本研究の目的は、刑務所内での治療共同体の実践を取り扱ったドキュメンタリー映画『プリズン・サークル』の視聴、およびその後の複数の他者との対話が、一般市民にどのような気づきをもたらすのかを明らかにすることであった。振り返りの対話は、犯罪・非行の要因、刑務所での処遇、子育てや教育の現状と課題、地域社会にある課題など多岐にわたる内容であった。対話のルールや大まかなテーマは伝えたものの、ほぼ全ての参加者が初対面であり、ファシリテーションも自分たちで行うという状況であり、最初は不安と戸惑いを感じつつの対話であったと推察される。しかし、同じ映画の視聴という唯一の共通体験を軸に、参加者らは対話の中で受刑者の生い立ちや、刑務所内での対話の試み、そして教育専門官との関係性について、その本質を探究することができていた。

振り返りシートを見ると、対話の経験については皆肯定的であった。たとえば、「とても有意義な時間だった。個人ではどうこうできる問題ではないが、このように話し合い深めて行くことが解決につながっていくことだと思う」「自分の考えと他者の考えをあらためて知ることができた。互いの意見を受け止めてくれる環境があったことが良かった。このような環境が社会にもっと広がると、意識を変えていくことにつながるのではないか」というように、社会の中で自らの意見を言語化し、受け止めてもらう機会の増加を期待する声が多かった。いかに心理的安全を保障しながら、地域の中に対話の機会を創り出していけるか、さらに対話を促進できるファシリテーターの育成が今後の課題として残された。

謝辞

本研究は、2021年度北九州市立大学特別研究推進費を受けて実施したものである。実施するにあたり、お時間を割いてグループに出席し、率直なご意見を交わし合ってくださいました参加者の方々に、この場を借りて深く感謝申し上げたい。

注

- 1 Therapeutic Community の略。「治療共同体」と訳されることが多いが、日本語の「治療」は、医療的かつ固定した役割（医者—患者、治療者—被治療者）の印象が強いため、映画では「回復共同体」の訳語が当てられたり、そのまま TC と呼ばれたりしていた。TC が重視する点として①共に暮らす生活の中で、自分自身と集団の課題解決に 24 時間取り組むこと、②主たる方法として当事者を主体とするグループを使い、感情の認識・行動の理解や統制、対人関係の調整力を伸ばすこと、③集団の中で様々な役割と

責任を果たし、人とのつながり（共同体）の中で生きる個人としての振る舞い方を身につけていくこと、④個人を尊重し、成長を促す「文化」を自分たちが作り、守る責任を担うことが挙げられている（毛利 2013）。

- 2 平成 26 年 12 月 16 日犯罪対策閣僚会議決定「宣言：犯罪に戻らない・戻さない～立ち直りをみんなで支える明るい社会へ～」
- 3 近年では、フィンランドの心理学者・家族療法家であるヤーコ・セイックラ（Jaakko Seikkula）がミハエル・バフチン（Mikhail Mikhailovich Bakhtin）の対話理論に影響を受け開発した「オープン・ダイアログ」が、統合失調症に対する対話的治療法として注目を浴びている（斎藤ら 2015）。
- 4 2000 年代後半に開設された 4 つの「PFI 刑務所」の一つで、犯罪傾向の進んでいない男子受刑者 2000 名を対象としている。
- 5 合同会社東風 <https://tofoofilms.co.jp/catalog/catalog-125/>
- 6 ルールは、次の 5 つである。①皆が同じくらい話す、②他者の発言に応答する、③批判・非難しない、④正解を求めない、⑤終了後は発言内容の匿名性を保つ。

参考文献

- Allport Gordon W. (1954) 『The nature of prejudice』, Addison-Wesley.
- Brown Rupert・橋口捷久・黒川正流 (1999) 『偏見の社会心理学』, 北大路書房.
- Feingold Zoe R. (2021) 「The stigma of incarceration experience: A systematic review」『Psychology, Public Policy, and Law』 27 (4), 550-69.
- 深谷裕 (2020) 「包摂型社会実現の課題：薬物依存症回復施設と地域住民との関係性」『2019 年度 地域課題研究』, 13-22.
- 上瀬由美子 (2019) 「矯正施設と地域の連携による社会的包摂促進過程の検討 —カナダ連邦刑務所とコミュニティの連携システムから考える—」『立正大学心理学研究所紀要』 17, 51-65.
- 河野哲也 (2019) 『人は語り続けるとき、考えていない：対話と思考の哲学』, 岩波書店.
- 河野哲也 (2022) 「「対話」と「会話」の違いを知る 対話こそ、民主的社会的基盤」『先端教育 (オンライン)』 (2022 年 5 月号).
- 毛利真弓 (2013) 「刑務所内治療共同体の効果と課題：島根あさひ社会復帰促進センター「回復共同体プログラム」」『刑政』 124 (10), 86-92.
- 中根真 (2010) 「スティグマの克服と解消はいかにして可能か?：対話の意義と必要性の検討」『龍谷大学論集』 474, 341-57.
- 中島義道 (1997) 『「対話」のない社会：思いやりと優しさが圧殺するもの』, PHP 研究所.
- 岡村重夫 (1976) 『福祉教育の目的』, 柏樹社.
- 斎藤環・Seikkula Jaakko・Olso Mary E.・ほか (2015) 『オープンダイアログとは何か』, 医学書院.

刑務所出所者に対する地域包摂への切り札
—対話の試みからみえること—

坂田瑞帆・川島大輔（2021）「刑務所出所者に対する態度とステイグマの関連 —大学生を対象として—」『中京大学心理学研究科・心理学部紀要 = Chukyo University Bulletin of Psychology』20 (1), 55-62.

高橋有紀（2020）「「見映えのしない地域貢献」たる更生保護制度における広報と説明責任」『行政社会論集』32 (4), 143-68.

全国社会福祉協議会（2008）『地域における「新たな支え合い」を求めて：住民と行政の協働による新しい福祉：これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告』, 全国社会福祉協議会.

